

令和6年度

第5回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年8月26日（月）

佐々町農業委員会

令和6年8月 第5回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年8月26日(月)午後1時30分
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
 3. 開 会 令和6年8月26日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子 君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君	7	荒木 武士 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 県北地域農業委員会・事務局長会議について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(4) 審議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

(5) 協議事項

令和6年度 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

(6) その他

① 9月定例会の日程について

② 視察研修について

③ その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第5回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに、實持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（實持 雅祥君） 皆様、こんにちは。先日の25日以降、雨が降らずに連日酷暑となっております。今まで地球温暖化と言ってきましたけど、そういう時代は終わり、今から地球消化の時代が始まったと言われるようになりました。全国各地で体温越えの気温となっております、人的健康被害はもちろん、農作物への影響、突発的な風水害など起こっている状況になります。皆様におかれましても、日中は御無理されないよう作業は控えていただいて、朝早くか夕方に作業されるよう、お体御自愛いただきたいと思います。また今週半ばには台風が上陸する予報となっております。農作物や家屋の備えを十分にされ、被害が少なくすまれますようお願いしております。

本日の議事がスムーズに進行しますよう、御協力をよろしくをお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶に変えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席員は13名です。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長をお願いいたします。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長のほうを務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番、濱野委員、7番、荒木委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号県北地域農業委員会会長・事務局長会議について、私と事務局長から報告をいたします。

7月7日の日に、小値賀町にて県北地域農業委員会会長・事務局長会議が行われました。会議の内容は、事務局の各地、事務局の持ち出した議案を農業会議所と一緒に練って答え

を出すという意見の出し合いだったんですけれども、それ以外に、現地の視察研修で、小値賀町の産地でもあります落花生の施設を視察に行きました。約、小値賀町で、2丁ちょっとぐらい落花生を植えておりました、収穫、洗浄、乾燥、保管、それから製品出荷、販売まで、一貫して行われておりました。小値賀町の島内の直売所とかでも、産地のあれとしてされているあれで、とてもいい施設で、整った施設で驚きました。

私のほうからは以上なんですけども、あとは事務局長でお願いいたします。事務局長。
事務局長（作永 善則君） 私のほうからは、今回の会長・事務局長会議の意見交換会とその研修についてなんですけど、どちらかといえば、農業委員さんの活動というよりも、事務局サイドでの事務作業について、各市町から持ち寄り議題が提出されたような形になっておりますので、あまり農業委員さんにお配りして参考になるような資料があるかとなったら、今回はそうではないような会議でございました。資料につきましては、事務局のほうで保管しておりますので、見たいと言われる方がいらっしゃいましたら、今後、事務局のほうにお尋ねいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

報告については、意見交換の内容に関して、研修というか、農業会議からの情報提供というところは、研修に対する回答みたいな形の流れでいったので、改めて意見交換と研修が別々に行われたという状況ではない形でございました。

以上で、報告を終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に進みます。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料につきましては3ページをお願いします。

基盤強化法に基づく農地の解約、貸し借りの解約ということで、書類が提出されております。全部で、須崎免の4筆になりますけど、場所につきましては5ページをお願いします。

〇〇〇〇のほうから国道を佐世保のほうに向かう途中の〇〇〇〇までには行かずに、須崎免のほうに入っていく道の途中になるんですけど、青で囲んである1番から4番までの農地が、これまで〇〇〇〇さんが耕作を借り受けてなさっていたところが、合意解約という手続になっております。

1番を除いて、2、3、4番のところにつきましては、住宅建築の会社が農振であるかどうかという調査で、窓口のほうにお尋ねで見えられている関係上、今後、5条の申請と

かも出てくるのではないかなということ考えております。説明は以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で、日程3、報告事項を終わります。

次に、日程4、審議事項に入ります。

議案第12号農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の7ページをお願いします。

議案第12号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可承認申請についてでございます。

土地の所在につきましては、佐々町口石免字原〇〇〇〇の田の387m²でございます。譲受人が〇〇〇〇さん。譲渡人につきましては〇〇〇〇さん。所有権移転に伴う売買ということでございます。続きまして9ページ以降が申請書類でございます。場所につきましては、17ページをお願いします。国道から木場に上っていく町道で青で囲んでいるところが今回の対象農地でございます。左側に見えるのが、〇〇〇〇の工場と事務所。その対象圃場の右側にあるのが、今回、譲受人の自宅でございます。結果としまして、この農地自体が活用するのであれば、今回の買受人の方が周辺農地の所有者でございますので、仮に譲り受けということであれば、もうその方しかいないということで、今後農地として利用していきたいということでの3条申請でございます。

説明は、以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）ないようですので、それでは採決を行います。

議案第12号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）挙手多数ですので、承認することといたします。

次に、議案第13号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 19ページをお願いします。

議案第13号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、知事処分分でございます。事前の説明でいきますと、下のほうに参考ということで、令和5年6月の議案の内容として上がってきたものの変更ということでの手続になります。内容につきましては、譲受人のところ、もう既に昨年6月の転用申請の分で、もう住宅もほぼほ

ば建っている状況で、もう最後の登記というところになって、ちょっと申請者サイドのほうでの、譲受人の方の持ち分1人ということでの手続を取るとしたところを、奥さん、夫婦での共有物件ですよということで、今の許可内容ではその登記ができないという事態が起こりまして、これまでにはちょっとなかったような、許可後の変更ということでの申請についても、改めてまた知事の許可を受ける必要があるということで、今回の議題となっております。

内容については全く変わらず、ただ申請人、譲受人が御夫婦での、2人での申請に変わるという内容でございます。

21ページにつきましては、変更申請、5条の許可後の申請という形での許可申請を付けております。場所につきましては24ページになりますけど、野寄免、町道神田線から野寄のほうに上っていく道がありまして、途中から申請地のほうに上っていくところのピンクで色塗りをしているところが申請の農地でございます。

説明につきましては、以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）ないようですので、それでは採決を行います。

議案第13号について、変更やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）挙手多数ですので、変更やむなしということで県に進達いたします。

次に、議案第14号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 議案第14号農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてでございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求め。令和6年8月26日、佐々町農業委員会会長。

申し訳ございません、この添付の部分が別冊で本日配付させていただいている差替え分を元に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、新規の分でございます。ページが振っていなくて申し訳ないんですけど、その最初の1枚目と2枚目の部分が関連する内容でございます。

まず、出し手農家さんが〇〇〇〇さんで、農地中間管理機構に貸し付けるっていう内容が1枚目。その2枚目になりますけど、中間管理機構から〇〇〇〇のほうに貸し付けるという内容でございます。〇〇〇〇につきましては、佐々町で取り扱う物件としては初めての申請内容となりますので、これも申し訳ございません、別冊になりますけど、様式第

5号農地台帳記載内容の新規申出書ということで、〇〇〇〇のほうから農業委員会に提出をしていただいております。

この農地が、佐々町市瀬免羽須和〇〇〇〇。以前、〇〇〇〇さんがイチゴのハウスを設けて作付されていたところになるんですけど、亡くなられた後は、ちょっとこう耕作ができていない状態になったところ、今回の申請者の方が、そのハウスも利用した形でネギを作りたいということで申出がっております。

一応、参考までに、作付管理計画書ということで添付をさせていただいておりますけど、これまで横尾町のほうでネギを作られて、柚木町のほうには果樹でレモンを栽培されているという内容でございます。

株式会社での農地所有適格法人という、農地が所有できる形態の法人ではなく、農地の貸し借りは適格法人を持たなくても可能ではございますので、解除条件付利用権設定という方法での農地の貸し借りの内容となっております。

続きまして、その次の総会資料、今日お渡ししている分の再設定分でございます。全部で件数としましては37件分、農地面積、田の面積が10万1,986m²、畑につきましては890m²の合計の10万2,876m²分の再設定の内容でございます。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。11番。

11番（池田 晴良君） 今日いただいた佐々町農業経営基盤強化のこの資料で、番号の14番です。権利の種類、使用貸借となっておりますが、設定内容が物納となっておりますよね。もしそうやったら、普通やったら使用貸借、無償になるんですけどね。

事務局長（作永 善則君） すいません、記載誤りです。番号の14、15、16につきましては貸貸借のほうに訂正をお願いします。申し訳ございません。

11番（池田 晴良君） 貸貸借が正ですよ。

事務局長（作永 善則君） はい。

11番（池田 晴良君） そうですよ。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。

それでは採決を行います。採決につきましては、佐々町農業委員会総会会議則第22条の議事参与の制限に基づき、農業委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとあるため、番号を分けて採決を行います。

議案第14号、新規番号1番について賛成する方は挙手をお願いいたします。（賛成

者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次に、議案第14号、再設定の分、番号1から6番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) ありがとうございます。举手多数ですので、承認することにいたします。

次は、議事参与の制限がある審議になります。議案第14号、再設定番号7番から10番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次に、議案第14号、再設定番号11番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次は、議事参与の制限がある審議になります。議案第14号、再設定番号12番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次は、議事参与の制限がある審議になります。議案第14号、再設定番号13番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次、議案第14号、再設定番号14番から16番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次は、議事参与の制限がある審議になります。議案第14号、再設定番号17番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次に、議案第14号、再設定番号18番から19番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次は、議事参与の制限がある審議になります。議案第14号、再設定番号20番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次に、議案第14号、再設定番号21番から26番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数ですので、承認することにいたします。

次は、議事参与の制限がある審議になります。議案第14号、再設定番号27番について承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。(賛成者举手) 举手多数です

ので、承認することにいたします。

次に、議案第14号、再設定番号28番から37番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）挙手多数ですので、承認することにいたします。

以上で、日程4、審議事項を終わります。

次に、日程5、協議事項に入ります。

令和6年度農地パトロールについて、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。
事務局長（作永 善則君） 農地パトロールの件になりますけど、基本的には今日、後で各班に分かれて、進め方等について協議していただきたいと考えているところでございますけど、まだ日中、本当に暑くて、熱中症とか気をつけていただきたいというところもありますので、当日の気温とかも調整しながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。

今日、お配りしている部分と、ちょっと関連しての説明をさせていただきたいと思えますけど、推進体制ということで、1班から5班まで地区割りで設定をされているところがございます。単純に免単位で各班のパトロールの対象範囲を区切っているところがございます。今後、地域計画等を考えると、規模の範囲が多い、口石免とか、ほかの免にも該当するところがあるんですけど、例えば口石免でいけば、今までは農地パトロールも口石の担当でパトロールしていただいていたと思うんですけど、実際にはその木場の部分であったり、平野免の近くの野苜がかぶっているところもあつたりとか、そういったところもあるんじゃないかなと思うんですけど、今後のまた協議の元にはなるかなと思うんですけど、地域計画の地図の作成というところの部分で、対象エリアを、実際の各班ごとのエリアと併せて小字上は分類をかけていくというのも、検討していくところが必要ではないかなと思います。

ただ、今回の農地パトロールについては、これまでどおりの取扱いで行っていただきたいと思いますと思うんですけど、例えば、今、配っている表の分で、このエリアはどちらかといえば何班のエリアになるというところがあれば、参考までに御意見等をいただければと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

ちなみに、この表を基に順を追って説明を、すみません、再度させていただくとしたら、白塗りのところは5班ということで、古川免についてはそのまま5班のところよろしいですか。

本田原免、市場免については、1班のところそのまま引き続きというところよろしいですか。

続きまして、志方免については、全てを5班という分類でよろしいですか。

続きまして、羽須和免もこのまま1班ということによろしいですか。

続きまして、3班のところになりますけど、栗林免はそのまま分類の必要はなくてよろしいですか。

中川原免もそのままよろしいですか。

石木場につきましてもそのままよろしいですか。

続きまして、野寄免。

その次の平野免がちょっと気になるんですけど、一番最後の弓田とか、そういったところの部分はどちらかといえば木場のほう。（私語あり）ですよね。

今回の農地パトロールとしては、引き続きお願いしたいところなんですけど、今後の地域計画の話合いの場で、誰が耕作してますかっていうところの部分でいけば、平野免の場所によっては木場のほうに混ぜたほうがいいのか、そういったところはありますか、すみません。例えば、弓田とかはどちらかと言えば……。

番（ 君）（聞き取り不能）。立岩なんかは2つに入ってきているですもんね。

事務局長（作永 善則君） はい。

それでは、ちょっと農地パトロールとはずれてしまうので申し訳ないんですけど、弓田については木場のほうの地図のほうに含める形で。2班の方、よろしいですか。農地パトロールは、今回は今までどおりになります。（私語あり）両方あるんですよ、隣接で。口石免弓田と平野免弓田が。すみません、本当に見にくくて申し訳ないんですけど、隣接で、この位置ぐらいなんですけど、免境になるんですけど、弓田がちょうど分かれるようなエリアに。町内何か所か小字免は一緒けど免が分かれているってところがほかにも。

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） そうですね。

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） ちょっと今日は、いろんな方の参考意見をいただいて、あくまでも農地パトロール、今年度の分につきましてはこれまでどおりの枠組み、線引きで対応させていただきたいと思います。

地域計画の区分については、耕作者と農林水産課のデータ情報等を見比べながら、地図のほうは対応させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、口石免についてなんですけど、口石免が町内では範囲が広い状態なので、このまま、もしくは隣接するエリアのほうに区分分けが必要というところを、この場でお聞きいただけたらと思うんですけど。

1番目に出てくる口石免、字弓田って、先ほどの平野免弓田と隣接しているところになるんですけど、ここにつきましては、どちらかといえば、木場のほうの分類になってくる可能性が高いんじゃないかなとは思っています。

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） から山手側のほうに。（私語あり）

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） ですね、そこから上のほうというか、道路からすると……。

番（ 君） 上、下。

事務局長（作永 善則君） 上のほう。

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） ですね。

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 浄香谷線……。

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） ちょっと口石免については、分類とあと耕作者情報等を見ながら、今後の検討をさせていただきたいと思います。すいません。

木場免については、木場免、迎木場免については、一旦、木場免のくくりで、そのまま2班のところでの分類でよろしいですか。迎木場免についてですけど、ここはそのまま。ただ、迎木場免字本陣とかってなると。（「木場です」の声あり）迎木場については、もうこのまま木場2班のほうでよろしいですか。

続きまして、須崎免は1班のほうでよろしいですか。

続きまして、沖田免もそのまま1班のところよろしいですか。

小浦免もそのまま1班のところ。

続きまして、4班のエリアになりますけど、ちょっとここはまとめて、鴨川、市瀬、松瀬、神田、皆瀬、八口につきましては、4班のエリアのほうでよろしいですか。

続きまして、角山免につきましては、3班の、分類上、このままで。

江里、大茂につきましては5班ということでよろしいですか。ありがとうございます。

じゃあちょっと各班に分かれてもらって、今、後ろのほうに班ごとの書類を、例年どおりのやり方になりますけど、いったん分かれてもらって打ち合わせをしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

（中斷）

事務局長（作永 善則君） すみません、全員自席のほうに戻られているので、今の調整の結果

でしまして、平野免の字弓田と口石免の字弓田につきましては木場地区、2班のほうの対応ということで、農地パトロールをお願いする形でよろしいですか。

あと、地図等の差替え等をしますので、今日は持ち帰りをせずに、そのまま資料については置いとってもらってよろしいですか。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 次に、日程6、その他に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） その他、6の9月定例会の日程についてですけど、五役会を9月19日木曜日。申し訳ございません、9月の町議会の関係がございますので、1時半からの開始がちょっと難しい状況になりますので17時から、午後5時から、2階の会議室のほうで行いたいと思います。

総会につきましては、9月26日木曜日13時30分から、ここ3階の第1会議室のほうで行いたいと考えております。

続きまして、視察研修についてですけど、今日お配りしているこちらのほうをよろしくをお願いします。

出発につきましては、9月1日日曜日の午前7時に農協の駐車場、北松支店のほうからの出発となります。ちなみに、車で来て駐車をしたいという方、いらっしゃいますか。車については、去年は佐々幼稚園の跡地ということで、ちょっと遠かったんですけど、今年は技能訓練校の跡地、この建物のそっち側の砂利敷のところなんですけど、そちらのほうを手配しておりますので、駐車予定の方、何人いらっしゃいますか。4台ですね。当日が、教育委員会が技能訓練校跡地と幼稚園跡地を抑える形だったので、ちょっと相談して近くのほうに止めさせていただく形で調整をしていますので、固めて止めていただくように、よろしくをお願いします。

一番最後のページになるんですけど、今のところ、委員さんの出席人数が、一番右端のところになりますけど、13名の方が出席でございます。あと事務局の私と、あと農林水産課の職員も、江田参事が同席したいということですので、1人追加をさせていただいております。

今、把握している分以外で、当日出席が難しいと言われる方とかはいらっしゃらないですか。前川さんも欠席で。一応、どこまでがギリギリのラインになるかなんですけど、当日とかであれば、もうキャンセル料が発生する形になるので、積立から差し引かせていただく対応になると思いますので、もし、当日急遽ということがありましたら、早めに事務局のほうまで連絡をお願いしたいと思います。

費用の見積もりがまだ確定した部分ではないんですけど、集計表のところを見ていただ

き、割り戻していったところ、基本的には1人当たりが今、約2万3,000円ほどかかるんじゃないかなと思っております。そこから、町から旅費の費用弁償ということで、参加者は1人につき1万円ということでお支払いというか、一旦事務局のほうにお預かりして精算をさせていただく形になります。実質の手出しが1万3,000円程度になるんじゃないかなと思いますので、今のところ、去年改選から約12か月経ったところで、1人当たりの研修積立が2万4,000円ほどになっておりますので、基本的に1万円を積立金として、各個人さんは残した段階で、費用の精算をさせてもらって、欠席された方については、費用額を一旦払戻しという対応をさせていただきたいと考えております。また、次からの積立となったときに、大本が、通帳の中には1人1万円分が入っていくような形で、通帳上の整理をさせていただきたいと考えております。

あともう1点です。行程のところで、湧水町のほうと話をさせていただいている状況なんですけど、一旦は役場のほうに寄って座学での協議が入って、その後、うちのほうで思っていたのは、アーモンドの丘のほうに現地も見せてもらいたいという話をしていたところなんですけど、アーモンドの丘が、イノシシの被害がとんでもないらしくて、ちょっと今、見てもらえるような状況にないという説明を受けた部分で、湧水町の産業振興課の職員さんが、アーモンドを作付されている農家さんの圃場のほうに視察は案内したいと思っているんですけどということです。

あと事前に、どういったことをお聞きしたいですかって、その質問の部分を取りまとめて、先方の湧水町役場のほうにもお知らせしておきたいなと思うんですけど、何かお尋ねしたい事項等がありましたら、今ここでお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いします。何かお尋ねしたいこととかあれば。

7番（荒木 武士君） 役場の視察って、視察研修ですね。どんな内容が扱っているんですか。ちょっと教えてもらえればと思います。

事務局長（作永 善則君） 一応研修が、湧水町役場が、産業振興課が、うちの役場でいう農林水産課の農政を扱っているところになるんですけど、そこがアーモンド推進事業というのをされていて、どちらかといえば、アーモンドの木を育成をされているようなところなんです。うちがなぜそこかというとところではあるんですけど、今後、耕作放棄地、山間部の農地とか、作業効率が悪いところでの田んぼを作ったりとかが難しくなっていく、また耕作の方が年々少なくなっているところを鑑みて、手間のかからない果樹というのが、結果、隣接農地であれば、もううちは、この農地は今年までしかしきらないというときに、同じ品種でいっとけば、隣接の農地の方がうちができるよという形で、見れる部分も出てこないかなと考えているところで、どちらかといえば、アーモンドの被害が今回出ている

と言われたところが、どういったところかというのも、視察先で聞きたいなと思うところではあるんですけど、アーモンドの販売になる実というのが、固い殻に囲われているので、基本的にはイノシシの被害に遭いにくいというところが、今回、視察先としてどうかと思っているところです。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 一旦は、質疑応答等も含めて、役場の会議室で話合いの場を持たせてもらって、その後に現地の栽培状況を見るという流れにはなると思います。

番（ 君） ありがとうございます。

番（ 君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） ちょうど今が時期ではあるのかなとは思っているんですけど、その出荷先等も含めたところでお問合せを、質問としては考えたいとは思っています。

すみません、一応、事務局としましては、イノシシ等の鳥獣被害が、どういった形で発生しているのかというのは、お尋ねしたいなと思っているところです。

あとは、湧水町がなぜアーモンドという樹木の設定になっているのか。そこに合わせて、アーモンドの苗木を購入する場合に補助がありますよというのが、その町の事業として展開されているところになりますので、なぜアーモンドなのかというところをお聞きしたいなと思っております。

あとは、農家さんが作付をした後の出荷先、どういった方向で農協さんとかも含めたところで動いているのかとか、個人間での飲食店とか、お菓子屋さんとかの町なかでの出荷なのか、そういったところも聞いてみたいなと思っているところですけど、それ以外に何かお尋ねしたいこととかないですか。（「また後日」の声あり）

追加で確認したい質問事項等ありましたら、後日でも構いませんので、事務局のほうまで連絡をいただけたらと思います。

それでは、視察研修関係の分については、もうこれで終わります。

番（ 君） すみません、服装とかはどんな。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 2日の日はもう研修があるので、どちらかといえば、今の服装であったほうがいいのかと考えています。（私語あり）暑いので上着は。（「クールビズで」の声あり）でよろしいですか。

番（ 君） 下は運動靴。

事務局長（作永 善則君） 現地になるので、どちらかといえば動きやすい靴であったほうがいいのかと思います。

ただ1日の日の日曜日は、研修先っていうところは設定はなく、どちらかといえば、サクラ農園フルーツランドのところの部分が、あえて言うならば、研修にならないかなとは思っているんですけど、1日はもう本当、ラフな格好でもいいんじゃないかなと。意外と移動距離が長い形になりますので、本当、窮屈な格好とかだったら、道中、具合が悪くなったりとかもあるので、そこを考えると動きやすい格好であつたら、1日の日はもう動きやすい格好でどうかなとは思っております。

番（ 君） 研修用のレポートとか、書かんですか。

事務局長（作永 善則君） 去年はいただいてないです。（ 私語あり ）事務局としては、まとめたものを保管させてもらっている形ではあります。

あとすみません、先方へのお土産品等と、あとはその道中の必要物品の中に、全国農業新聞で5,000円の金券を、目標値28に対して佐々町が29って上回っていた部分で、賞状と金券をいただいている5,000円分の金券は、この部分の視察研修の中で使える部分として、利用させていただきたいと考えていますけど、よろしいですか。（ 「異議なし」の声あり ）

視察研修関係でほか御質問とかあれば、また事務局のほうにお尋ねいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） そのほかに皆様のほうから何かございませんでしょうか。（ 「なし」の声あり ）

以上で、日程が全て終了いたしましたので、会を閉会いたします。本日もお疲れさまでした。ありがとうございました。

（ 閉 会 午後 15 時 10 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 濱野 卓也

会議録署名委員 荒木 武士